

日本女子プロゴルフ協会ドーピング紛争仲裁規則改正

現行	改正案
第1条（目的）	
<p>この規則は、社団法人日本女子プロゴルフ協会（以下、「LPGA」という。）の実施するドーピング検査をめぐって発生するおそれのある紛争を、公正中立で独立の地位を有する仲裁人により構成されるドーピング仲裁パネルの仲裁により適正かつ迅速に解決するための手続等を定めることを目的とする。</p>	<p>この規則は、<u>一般</u>社団法人日本女子プロゴルフ協会（以下、「LPGA」という。）の実施するドーピング検査をめぐって発生するおそれのある紛争を、公正中立で独立の地位を有する仲裁人により構成されるドーピング仲裁パネルの仲裁により適正かつ迅速に解決するための手続等を定めることを目的とする。</p>
第3条（定義）	
<p>1～2 省略</p> <p>3 この規則において「日本スポーツ仲裁機構」とは、<u>一般財団法人日本スポーツ仲裁機構定款に基づき2009年4月1日に設立された団体</u>をいう。</p> <p>4 省略</p>	<p>1～2 省略</p> <p>3 この規則において「日本スポーツ仲裁機構」とは、<u>公益財団法人日本スポーツ仲裁機構</u>をいう。</p> <p>4 省略</p>
第8条（代理及び補佐）	
<p>当事者は、この規則による手続において、自己の選択する者に代理又は補佐をさせることができる。ドーピング仲裁パネルは、正当な理由があるときは、不適切な代理人又は補佐人による代理又は補佐を認めないことができる。</p>	<p>当事者は、この規則による手続において、自己の選択する者に代理又は補佐をさせることができる。ドーピング仲裁パネルは、正当な理由があるときは、不適切な代理人又は補佐人による代理又は補佐を認めないことができる。<u>ただし、弁護士でなければ代理人となることができない。</u></p>
第14条（仲裁の申立て）	
<p>1～2 省略</p> <p>3 申立人は、仲裁申立ての際、「日本女子プロゴルフ協会ドーピング紛争仲裁料金規程」に定める申立料金を日本スポーツ仲裁機構に納付しなければならない。申立人</p>	<p>1～2 省略</p> <p>3 申立人は、仲裁申立ての際、「日本女子プロゴルフ協会ドーピング紛争仲裁料金規程」に定める申立料金を日本スポーツ仲裁機構に納付しなければならない。</p>

<p>がこれを納付しないときは、仲裁申立てはされなかったものとみなす。</p> <p>4 省略</p>	<p>4 省略</p>
<p>第 41 条（手続の非公開・仲裁判断等の公開・守秘義務）</p>	
<p>1 仲裁手続及びその記録は、非公開とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、審問は、当事者全員が公開で行われることに合意する場合には、これを公開する。</p> <p>3 日本スポーツ仲裁機構は、仲裁判断を適当な方法により公開する。ただし、特段の事情がある場合には、その一部又は全部の公表を差し控えるものとする。</p> <p>4 前項に規定する範囲を除き、仲裁人、当事者及びその代理人又は補佐人、並びに日本スポーツ仲裁機構の関係者は、仲裁事案を通じて入手した秘密を他に漏らしてはならない。</p>	<p>1 仲裁手続及びその記録は、非公開とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、審問は、当事者全員が公開で行われることに合意する場合には、これを公開する。</p> <p><u>2 の 2 この規則の対象となる紛争に関して仲裁申立書の提出及び仲裁申立料金の納付がなされた場合には、日本スポーツ仲裁機構は、当該仲裁申立てがなされた旨と共に、事案番号、申立日及びその申立てに係る競技団体の名称を速やかに公表するものとする。</u></p> <p>3 日本スポーツ仲裁機構は、仲裁判断を適当な方法により公開する。ただし、特段の事情がある場合には、その一部又は全部の公表を差し控えるものとする。</p> <p><u>3 の 2 この規則の対象となる紛争に関して、申立人がその申立てを取り下げた場合には、日本スポーツ仲裁機構は、その事実を速やかに公表するものとする。</u></p> <p>4 前 3 項に規定する範囲を除き、仲裁人、当事者及びその代理人又は補佐人、並びに日本スポーツ仲裁機構の関係者は、仲裁事案を通じて入手した秘密を他に漏らしてはならない。</p>
<p>附則</p>	
<p>附則 1～2 省略</p>	<p>附則 1～2 省略</p>

<p>附則 3</p> <p>この規則は、2013年6月5日から施行する。</p>	<p>附則 3</p> <p>この規則は、2013年6月5日から施行する。</p> <p><u>附則 4</u></p> <p><u>この規則は、2014年4月1日から施行する。</u></p>
---	---

日本女子プロゴルフ協会ドーピング紛争仲裁料金規程改正

現行	改正案
第3条（申立料金）	
申立料金は50,000円とする。	申立料金は50,000円 <u>（税別）</u> とする。
第4条（取下げ）	
申立人が、第18条1項により仲裁申立てを取り下げた場合において、まだ仲裁人が一人も選任されていないときは、日本スポーツ仲裁機構は、申立人に申立料金の <u>全額</u> を返還する。	申立人が、第18条1項により仲裁申立てを取り下げた場合において、まだ仲裁人が一人も選任されていないときは、日本スポーツ仲裁機構は、申立人に申立料金の <u>半額</u> を返還する。
附則	
附則	附則
この規程は、2010年3月1日に遡って施行する。	この規程は、2010年3月1日に遡って施行する。
	<u>附則 2</u>
	<u>この規程は、2014年4月1日から施行する。</u>

日本女子プロゴルフ協会ドーピング紛争仲裁人報償金規程改正

現行	改正案
第2条（仲裁人報償金）	
仲裁人報償金は、原則として1事案5万円とする。日本スポーツ仲裁機構は、仲裁人の経験、事案の難易度その他の事情を考慮して10万円までの範囲内で増額を決定することができる。	仲裁人報償金は、原則として1事案 <u>50,000円（税別）</u> とする。日本スポーツ仲裁機構は、仲裁人の経験、事案の難易度その他の事情を考慮して <u>100,000円（税別）</u> までの範囲内で増額を決定することができる。
附則	
附則	附則

<p>この規程は、2010年3月1日に遡って施行する。</p>	<p>この規程は、2010年3月1日に遡って施行する。</p> <p><u>附則 2</u></p> <p><u>この規程は、2014年4月1日から施行する。</u></p>
---------------------------------	---